



公益社団法人栃木県産業資源循環協会

協会だより

〒320-0043
宇都宮市桜 4-2-2 栃木県立美術館普及分館 3F
TEL 028-612-8016/FAX 028-612-8017
<http://www.tochigi-sanpai.or.jp>

Vol.138
9月号

令和5年度行政（栃木県・宇都宮市）との意見交換会を開催しました

8月1日(火)、栃木県庁北別館において、産業廃棄物の適正処理及びリサイクルの推進を図るため、栃木県及び宇都宮市の廃棄物行政に携わる担当課長、職員と当協会理事による意見交換会を開催しました。協会員からのアンケート調査に基づく意見要望事項について、それぞれの立場から取り組み状況や課題など活発な意見交換が行われました。栃木県及び宇都宮市の意見要望事項の回答は次のとおりです。



【挨拶する菊池会長】



【会場風景】

*当協会からの意見・要望事項

1. 災害を想定した中間処理施設側の準備について

協会は、災害廃棄物の処理について県と協定を結び、仮置き場の運営を担うことになっています。災害の種類や規模により想定される廃棄物の種類も変わりますが、水害を想定し、できる限り地元の中間処理施設で資源化の処理を行えるよう、法手続きの対応の訓練を提案したいと思います。

(栃木県)

大規模な水害等の自然災害が発生した場合、多くの災害廃棄物が発生することから、平時の備えとして、県では処理責任のある市町等参加のもと、初動対応訓練や支援要請のための情報伝達訓練を実施しております。その際には、貴協会にも御協力いただいております。あらためて厚く御礼申し上げます。

特に情報伝達訓練は、市町等での処理が困難な場合を想定して、貴協会を含む関係3団体へ支援要請を行うための訓練であり、発災時の連携体制構築に大きく寄与してくれているものと考えております。

他方で、実務としては、災害時と言えども、処理に当たって法令に基づく諸手続を行う必要がある場合があることは事実であり、過去の災害においても手続きが課題となった面があることは否めません。

災害廃棄物を迅速に処理するためには、法令に基づく手続きにおいても、いかにスピード感を持って対応できるかが鍵となることから、御提案の訓練も含めどのような対応ができるか検討して参ります。

～協会ニュース～

(宇都宮市)

本市では、令和元年の災害時の対応を踏まえて、令和2年に（県）産業資源循環協会と「栃木県災害廃棄物等の処理応援に関する協定書」に基づく覚書を締結し、民間の処理施設を活用した災害廃棄物の迅速な収集運搬・処分の体制を構築しているところであります。

また、本市では、産業廃棄物処理施設の設置者に係る一般廃棄物処理施設の設置の届出に関する特例措置（第15条の2の5第2項）の活用について、「宇都宮市災害廃棄物処置対応マニュアル」において「非常災害時の特例」として規定しており、毎年度、庁内で災害対応訓練や本マニュアルの実効性の検証等を実施しているところであります。

今後とも、国・県等の動向について情報収集をするとともに、県や貴協会等と連携し、災害発生時に迅速に対応できる体制づくりを継続強化してまいります。

なお、実際の申請に当たっての申請書類の記載方法など具体的な事務手続について、適宜、情報提供するなど、県や貴協会等と連携してまいります。

2. 市町の処理困難物について

一般廃棄物は市町の廃棄物処理計画において適正処理が推進されています。しかし、自前の施設で処理できないものを処理困難物とし、当協会の電話番号を案内するのみの対応が散見されます。地元の産業廃棄物処理業者が処理できるものは委託処理するか、その産業廃棄物処理業者に一般廃棄物の処理業の許可を与えるなど、処理困難物がきちんと処理できるよう市町に助言（指導）してくださるようお願いいたします。

(栃木県)

一般廃棄物の処理責任は市町にあることから、その区域内における、いわゆる処理困難物を含む一般廃棄物の適正な処理方法等について市町等の廃棄物処理計画に位置付けされるよう、引き続き、市町等に対する技術的な助言を行ってまいります。

(宇都宮市)

本市におきましては、市の施設では処理が困難な一般廃棄物の処理について市民から問い合わせがあった場合には、販売店や専門業者に処理を依頼するよう案内しております。

事業者等から産業廃棄物の処分に係る問い合わせがあった場合には、貴協会を案内しております。

3. 事業者に対する指導と業界支援について

建物解体における廃棄物の排出者は、（建物の所有者のものではなく）解体業者で、解体の技量が分別の品質を左右し廃棄物の再生を可能にしています。しかし、タイルやレンガの混入ゼロは難しいと感じております。

中間処理業者は、排出者の現場状況を承知し廃棄物を受け入れ、一方で中間処理施設の処理後、物の品質確保について行政の担当者から厳格な指導を受けています。指導に対応し担当者と踏み込んだ話をさせてもらいつつも、事業の先行きに不安を感じることもありました。数年で担当者は異動となりますが、新たな担当者と一緒に人間関係を構築し、法制度の理解を深めている状況です。

リサイクル推進、盛土に関する法整備に併せ、再生砕石を作る業界が置かれている現状に御理解をいただき、再生品への理解促進、制度改善、販路拡大に向け御支援をお願いしたいと思います。

具体的には、再生砕石等（とちの環エコ製品等）の建設廃棄物の利用について、行政として推進に向け公共工事などでの利用を関係機関に働きかけし、必要に応じて制度改善をお願いいたします。二つ目に、活用に向けて補助金などの施策も企画していただければと思います。三つめに、さらにリサイクルを推進するために、解体業者や再生品を製造する中間処理業者が対応（改善）すべきことなど協議の場を設けるなどお願い致します。

～協会ニュース～

(栃木県)

再生砕石等（とちの環エコ製品等）の利用につきましては、環境森林部及び県土整備部が施工する土木工事及び舗装工事において積極的な利用促進を図っているところです。具体的には、「再生材の利用基準」を定め、原則として経済性にかかわらず、再資源化施設から40kmの範囲内にある建設工事で再生クラッシャーランを使用することとしています。また、「リサイクル製品利用指針」を定め、とちの環エコ製品の優先利用を図っています。

県の公共工事で利用する再生砕石の品質確保につきまして、粒状路盤材料は、骨材のかみ合わせにより支持力を確保するものであるが、異物の混入により支持力の低下が懸念されるため、国の基準（コンクリート副産物の再生利用に関する用途別品質基準について）において、異物を混入しないようにすることとされています。本県においては、再生材の利用基準について、国の基準に準じているため、タイルやレンガの混入した再生砕石を公共工事で利用することは現時点で認められておりません。

再生砕石の活用に向けての補助金につきましては、本県での実施可能性を検討するにあたりまして、把握されている先行自治体の取組例等がありましたらご教示ください。

解体業者や中間処理業者が対応（改善）すべきことなど協議の場を設けることにつきましては、どのような場の設定とするかの御希望の詳細を伺い検討して参ります。

(宇都宮市)

本市におきましては、国の「建設リサイクル法基本方針」に基づき、「再生材の利用基準」を定め、本市が施工する土木工事および舗装工事において、原則として経済性に係わらず再生材を使用することを定めており、必要に応じて利用基準を適宜見直すとともに、引き続き再生材の活用促進に取り組んでまいります。

また、活用に向けた支援策や協議の場の設定につきましては、県等と連携してまいります。

4. 県内における廃品・不用品回収業者に対する行政の取り組みについて

一部の一般廃棄物を扱う者の不法行為によるものが、廃棄物処理業界への不信感を招くことになるため市町の適切な指導助言をお願いしたい。

(栃木県)

一般廃棄物を扱う者の不法行為は、県民の廃棄物処理業に対するイメージダウンや不適正処理の助長防止等の観点から看過できないものであるため、市町等に対して一般廃棄物の適正処理に係る指導・助言を行ってまいります。

(宇都宮市)

本市におきましては、無許可の違法業者が行っている不用品回収に対して、宇都宮市公式ホームページにおいて、違法でありトラブルが発生していることを掲載し、利用しないよう注意喚起を行っております。

また、一部事業者に対しては、連絡を取り、一般廃棄物の収集運搬には自治体の許可が必要である旨を伝えております。

今後とも、市民への注意喚起を継続するとともに、違法な事業者の活動実態を把握することがあれば、一般廃棄物収集には許可が必要である旨を伝えてまいります。

5. エコグリーンとちぎについて

栃木県初の管理型最終処分場が9月に稼働するにあたり、地元の事業者は搬入することができると関心が高く、搬入に関する情報をお聞かせいただければと思います。

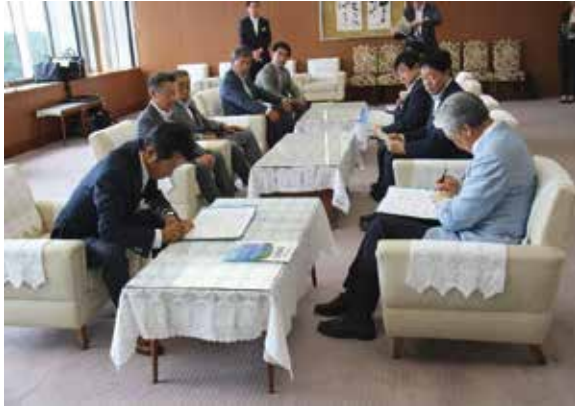
(栃木県)

県営処分場エコグリーンとちぎは、本県における循環型社会の形成や地域産業の振興を図る上で重要な施設であり、全国に誇れる安全で安心な、そして皆様に信頼していただける処分場となるよう、9月の稼働に向け準備を進めているところです。

施設の運営・維持管理は、県との事業契約に基づき、株式会社クリーンテックとちぎが行いますが、多くの貴会員の皆様に御利用いただけるよう、積極的な情報発信を行うとともに、皆様の御意見、御要望を踏まえた運営に努めて参ります。

家畜伝染病の発生時等における防疫対策への協力に関する協定を締結

令和5年8月3日(木)、家畜伝染病の発生時等における防疫対策の円滑な実施を図ることを目的に、栃木県と「家畜伝染病の発生時等における防疫対策への協力に関する協定」を締結しました。式は、栃木県庁特別会議室にて行われ、当協会の菊池清二会長と福田富一県知事が協定書に署名。この協定では、鳥インフルエンザや豚熱などの家畜伝染病が発生した時に、発生した農場と埋却地が離れていた場合に、協会は県の要請に応じて殺処分した家畜の運搬を行うための、人員や車両、それに資材などを提供することとなっております。



【協定書に署名する菊池会長(左)と福田知事(右)】



【福田知事(左)、菊池会長(右)】

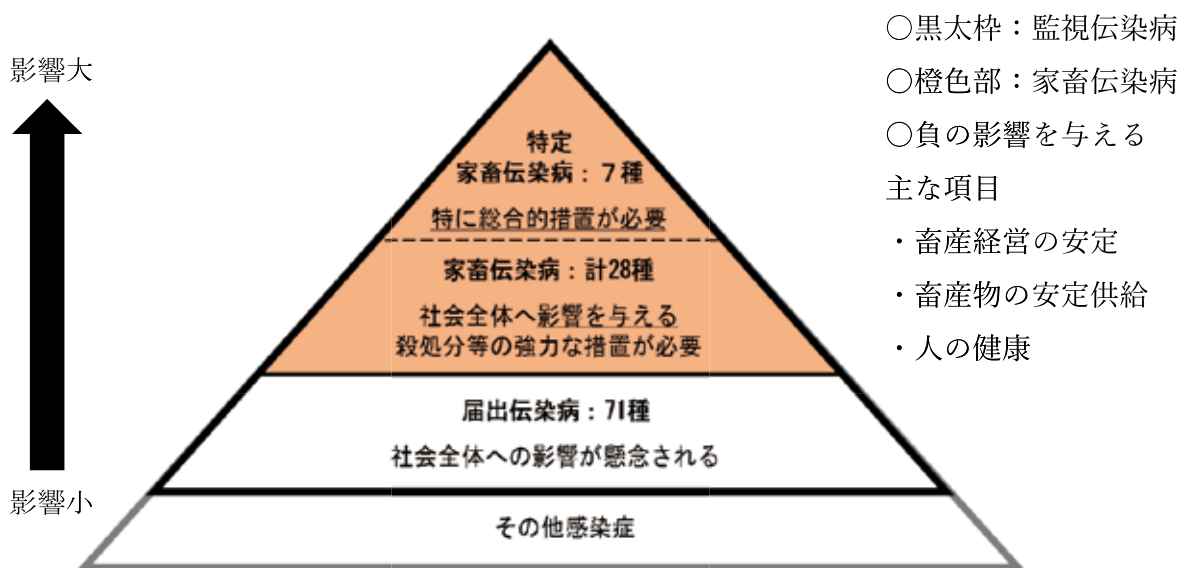
○特定家畜伝染病とは

鳥インフルエンザや口蹄疫等は、伝染力や致死性が高いことから、家畜伝染病予防法及び同法施行規則により特定家畜伝染病※に指定されています。

※特定家畜伝染病：総合的に発生予防やまん延防止のための対応が必要なもの。検査、消毒、家畜の移動制限、殺処分等の方法が国の指針で規定。

- ①高病原性及び低病原性鳥インフルエンザ、②牛海綿状脳症(BSE)、③口蹄疫、④豚熱、⑤アフリカ豚熱、⑥牛疫、⑦牛肺疫の7種

【図 家畜の重要疾病】



家畜伝染病の発生時等における防疫対策への協力に関する協定書

栃木県（以下「甲」という。）と公益社団法人栃木県産業資源循環協会（以下「乙」という。）は、家畜伝染病が発生し又は発生する恐れがある場合（以下「家畜伝染病発生時」という。）における防疫対策の協力に関し、次のとおり協定を締結する。

（趣旨）

第1条 この協定は、栃木県内における家畜伝染病発生時において、甲が乙に防疫対策を円滑に実施するための協力を要請するに当たり、必要な事項を定めるものとする。

（定義）

第2条 この協定の対象となる家畜伝染病は、家畜伝染病予防法（以下「法」という。）第2条に規定する家畜伝染病のうち口蹄疫、豚熱、高病原性鳥インフルエンザ及び甲が対象と認める特定家畜伝染病とする。

（協力要請）

第3条 甲は、次に掲げる事項について、乙の協力が必要と判断した場合、乙に協力を要請するものとする。

- （1）死亡又は法に基づき甲が殺処分した家畜及び家きん（以下、「家畜等」という。）の死体等を埋却及びその他の方法で処理する場合、これの積載及び当該場所に運搬する業務
- （2）家畜等の死体等を焼却する場合、これの積載、当該場所への運搬、及び焼却処分する業務
- （3）前各号に伴う必要な事項

（協力要請の手続）

第4条 第3条の要請は、甲が乙に対して、要請内容を記載した文書により行うものとする。ただし、文書により要請する時間がないときは口頭又は電話、ファクシミリ等により要請し、その後速やかに文書を提出するものとする。

2 乙は家畜等の死体等の積載、運搬及び焼却に関し、協力可能な会員の状況を甲へ報告するものとする。

（協力の実施）

第5条 乙は、甲から前条の協力要請があったときは、必要な人員、車両、資機材等を調達し、甲が実施する家畜等の死体等の処理に可能な限り協力するものとする。

(経費負担)

第6条 第3条に規定する協力の要請に基づき、乙の会員が実施した業務に係る費用は、甲が負担するものとし、その価格は、甲乙及び乙の会員が協議の上決定するものとする。

(連絡窓口)

第7条 この協定に関する連絡窓口は、甲においては栃木県農政部畜産振興課、乙においては公益社団法人栃木県産業資源循環協会事務局とする。

2 甲及び乙は、それぞれの連絡担当者及び緊急連絡先について、互いに報告を行うものとする。

(実施規定)

第8条 この協定の実施に関し必要な事項は運用要領で定める。

(協議)

第9条 この協定に定めのない事項及びこの協定に関して疑義が生じたときは、甲乙が協議して定めるものとする。

(有効期間)

第10条 この協定は、契約締結の日から効力を有するものとし、甲又は乙が文書により協定の終了の意思表示をしない限り、その効力を有するものとする

2 前項の通知は、終了の30日前までに行うものとする。

この協定の締結を証するため本書2通を作成し、甲乙両者記名押印の上、各自1通を保有するものとする。

令和5年8月3日

甲 栃木県宇都宮市塙田1-1-20

栃木県
知事

福田富一

乙 栃木県宇都宮市桜4-2-2

公益社団法人栃木県産業資源循環協会
会長

菊池清二

産業廃棄物処理検定の試験対策研修会を開催

8月4日(金)、宇都宮市のとちぎ福祉プラザにおいて、「令和5年度産業廃棄物処理検定」の合格を目的とした試験対策研修会を開催し、会員20名が参加しました。

公益社団法人全国産業資源循環連合会では、日頃から産業廃棄物処理に携わっている排出事業者や処理事業者の従業員の方を主な対象として、廃棄物を適正に処理する上できちんとした知識を備えた人材であることを評価する試験「産業廃棄物処理検定」を、令和6年2月18日(日)に開催します。そこで、当協会の湯澤専務理事が講師を務め、「産業廃棄物処理検定」の合格を目的とした試験対策研修会を開催し、産業廃棄物処理の基礎、委託契約、産業廃棄物管理票(マニフェスト)、帳簿等について学習しました。なお、産業廃棄物処理検定の合格率が年々下がっているため、令和5年12月5日(火)、宇都宮市のパーティにおいて2回目の研修会を開催予定しています。

～産業廃棄物処理検定とは～

日頃から産業廃棄物処理に携わっている排出事業者や処理事業者の従業員の方を主な対象として、廃棄物を処理するうえで必要な基礎知識を正しく習得していることを評価するために実施するものです。なお、合格者には、廃棄物を適正に処理するうえで基礎レベルの法令の知識を備えた人材であることを証明するため、合格証明書カードを交付します。



【講義する湯澤専務理事】



【会場風景】

産業廃棄物処理業における実務者研修会の開催について

産業廃棄物の適正処理の推進及び産業廃棄物処理業者の資質向上を図るため、産業廃棄物の適正処理に必要な基本的事項や産業廃棄物処理業界の動向等について研修会を開催いたします。今年度も、講師に長岡文明先生をお招きし、リサイクル推進と廃棄物処理法の許可不要制度について解説したいと思います。

参加を希望される方は、協会事務局まで御連絡ください。TEL028-612-8016

1. 日 時 令和5年10月18日(水) 13:30～16:00
2. 場 所 栃木県総合文化センター 特別会議室(3F)
宇都宮市本町1-8 TEL028-643-1000
3. 内 容 リサイクル推進と廃棄物処理法の許可不要制度について
4. 講 師 BUN環境課題研修事務所 主宰 長岡 文明 氏
5. 定 員 80名
6. 受講料 (公社)栃木県産業資源循環協会 会員 無料
(公社)栃木県産業資源循環協会 非会員 3,000円

～会社訪問～

《会社訪問》 今回は、正会員の **協栄産業株式会社** を訪問しました。

1 会社概要

会社名：協栄産業株式会社 代表取締役 古澤 栄一

本社：栃木県小山市城東 2-32-17

TEL 0285-22-7988 FAX 0285-24-1976 ホームページ <http://www.kyoei-rg.co.jp>

栃木工場：栃木県下都賀郡壬生町大字壬生乙 4036

TEL 0282-83-0188 FAX 0282-83-0321

設立：昭和 60 年 10 月 19 日 従業員 170 人

2 許可の取得状況

【産業廃棄物処理業】

○産業廃棄物処分量（破砕、圧縮、減容、脱泡、切断、選別）

栃木県許可番号：0920034782

○産業廃棄物収集運搬業

栃木県（00900034782）愛知県（02300034782）茨城県（00801034782）神奈川県（01402034782）

群馬県（01000034782）埼玉県（01101034782）静岡県（02201034782）滋賀県（02501034782）

千葉県（01200034782）東京都（01300034782）富山県（01601034782）長野県（02009034782）

新潟県（01509034782）兵庫県（02806034782）福島県（00707034782）福井県（01807034782）

宮城県（00400034782）山梨県（01900034782）山形県（00609034782）和歌山県（03000034782）

【古物商許可】 第 411020001311 号

【主な認定・認証取得】 ISO14001

3 事業概要

協栄産業では、ほとんどすべてのプラスチックから、金属や他素材との複合素材、大型成形品、フィルムのような薄物まで対応が可能。「廃棄物処理法」で定められた処理方法や処理施設の基準などを守り、お客様の機密を保ちながら適正に処理します。

4 会社から一言

協栄産業は 1985 年の創業以来「分ければ資源、混ぜればごみ」を企業理念としてペットボトルリサイクルに取り組み、再生原料の品質を高め新たな用途開発を進めて参りました。優れた容器として進化し続けるペットボトルの歴史を、弊社はリサイクルで支えています。

2011 年にはペットボトルを再びボトルに戻す「水平リサイクル」をスタート。資源の循環と経済成長を両立する「サーキュラーエコノミー」を実現しています。

弊社はリサイクルすることで様々な製品に生まれ変わるペットボトルを、都市から湧き上がる「都市油田」と捉え、ペットボトルリサイクル事業を通じて、“枯渇性天然資源の利用抑制”と“CO2 排出削減”に貢献して参ります。



《会社のPRをしませんか》

「会社訪問」のページに掲載していただける会員の方を募集しております。情報発信のツールとして、御活用ください。詳細につきましては、協会まで御連絡ください。TEL028-612-8016



佐藤泉法律事務所

LAW OFFICE OF IZUMI SATO

代表者：弁護士 佐藤 泉

〒104 - 0061 東京都中央区銀座1丁目16-6 鈴常ビル4階

TEL03-5250-1808 FAX03-5250-1807 <http://satoizumilaw.com>

Column

コラム

○EUの自動車リサイクルに関する新たな指令案

2023年7月、欧州委員会は自動車設計・廃車（End-of-Life Vehicles：ELV）管理における持続可能性要件に関する規則案を発表しました。

日本の自動車リサイクル法は、廃棄物の再資源化・適正処理、特にシュレッダーダストの不法投棄防止に重点を置いています。一方EUの自動車リサイクル制度は、自動車という製品全体の持続可能性と再生資源の活用を重視する方向にあります。すなわち廃車からの金属回収等に留まらず、新車における部品の再利用、再生プラスチック利用、廃車由来の再生材増加、廃車回収率増加、コスト負担の公正化などを重視しています。途上国への輸出についても、EUでは海外での環境汚染に繋がるリスクを考えています。また3Rという概念にも違いが生じています。日本では、3Rとは廃棄物処理におけるReduce, Reuse, Recycleと解されていますが、EUでは、3Rは新しい製品の設計製造段階でのReusability, Recyclability, Recoverabilityとされているとのことです。今後日本の自動車産業及びリサイクル産業にどのような影響が生じるか注目されます。リユースを重視するリサイクル法の存在は、今後日本の製造者に影響を与えていくことでしょう。

<https://www.ietro.go.jp/biznews/2023/07/02dc9a583937f011.html>

<https://www.jetro.go.jp/biznews/2023/07/4f668a69a89e6e76.html>

（佐藤泉法律事務所ホームページ 令和5年8月21日掲載）

○電気自動車バッテリーのリサイクル

電気自動車には大量のバッテリーが使われており、このバッテリーの排出抑制・リユース・リサイクルが課題となっています。

現在の自動車リサイクル法では、自動車メーカーにバッテリーのリサイクル義務が課されていません。しかしバッテリーの適正処理は重要であり、また新たなバッテリー確保のためにもそのリサイクルが必要です。バッテリーには希少金属が含まれていますが、その回収技術はまだ確立していません。現在、電気自動車のバッテリーの改良・リサイクル技術開発競争が発生しています。

2022年10月、バイデン政権は、「米国バッテリー材料イニシアチブ American Battery Materials Initiative)」を発表し、安全保障の観点からリサイクル技術支援、外交政策の強化を打ち出しました。連邦政府、州および関連企業が総力を挙げて、資源の確保に取り組んでいます。

<https://www.ietro.go.jp/world/reports/2023/01/8fb2500fdc0ea327.html>

https://www.jetro.go.jp/ext_images/_Reports/01/8fb2500fdc0ea327/20230009.pdf

（佐藤泉法律事務所ホームページ 令和5年8月14日掲載）

○支障除去費用支援基金のあり方について

2023年6月7日、環境省は第3回支障除去等に対する支援のあり方検討会において、「今後の基金制度のあり方に関する中間とりまとめ（素案）」を公表しました。

不法投棄等が発生した場合、原状回復等の対策費用が必要になります。本来は汚染原因者が負担すべきですが、現実には実行者の特定が困難・倒産等により、対策費用の回収が困難となることが多いです。そこで、自治体に対策費用を支援するために、国の基金制度が設けられています。この基金不足に備えて、産業界にどのような根拠で支援を要請するかが課題となっています。今回の検討会では、マニフェスト交付団体等からの支援に加え、産業界からの任意の拠出依頼を継続することが提案されました。不法投棄等は、早期に対策することが重要です。基金の拡充だけではなく、早期摘発の体制を強化することが重要だと思います。

https://www.env.go.jp/recycle/ill_dum/post_70.html

<https://www.env.go.jp/content/000138499.pdf>

（佐藤泉法律事務所ホームページ 令和5年8月7日掲載）

BUNさんと廃棄物処理法に挑戦しよう！



今回の宿題は、現場で実際に経験なされた方にとっては、なかなか悩ましい問題だったかと思います。

宿題Q、次のうち、誤っているものはどれか。

- (1) 建設現場内から発生したコンクリート片など再生利用されるものであっても廃棄物である。
- (2) 建設現場内から発生した廃棄物でも埋め戻し可能なものは廃棄物ではない。
- (3) 建設現場内から発生した地山掘削からの土砂は廃棄物ではない。
- (4) 建設現場内の掘削孔から発生した泥状のものは廃棄物である。
- (5) 建設現場内の掘削孔から発生した泥状のものをプレスしたものは廃棄物である。

【解説】

廃棄物は発生した時点で判断されるもので、その後再生利用されるとしても、中間処理され有価物となるまでの間は廃棄物として規制されるものである。

また、建設現場内でも廃棄物の埋め戻しなどを行うと不法投棄に該当する。

なお、廃棄物の定義にある「土砂及び専ら土地造成の目的となる土砂に準ずるもの」については廃棄物ではないと通知されている。(昭和46年10月16日環整第43号厚生省通知)

正解(2)

(2)にある「埋め戻し」行為もなかなか難しいです。特に判断に迷うのは地下工作物の「存置」行為かと思います。

この地下工作物の存置については、疑義も多いことから建設業界で独自のガイドラインを2020年に策定し、その内容を追認するような形で2021年9月30日付けで環境省も通知を出しています。関係者は是非ご一読のこと。

さて、こここのところ「通知」「運用」についての問題が続きましたので、産業廃棄物処理業許可関係の問題など。

Q、産業廃棄物処理業の許可基準に関する記述について正しいものには「○」、間違っているものには「×」をつけよ。

- a 役員等に環境省令で定める有資格者がいること。
- b 事業を継続して行うに足る経理的基礎を有すること。
- c 従業員が欠格要件に該当しないこと。
- d 業務を的確に行うに足る知識及び技能を有すること。
- e 事業の用に供する施設の所有権又は使用权を有すること。

～廃棄物処理問題～

【解説】

- a 役員等に環境省令で定める有資格者がいることは、許可基準に規定されていないので誤り。ただし、「的確に行う能力」として役員等に対し、一定の講習会修了を要件としている自治体が多い。
- b 設問のとおり正しい。(省令第10条第2号ロ)
- c 従業員とは規定されておらず、役員(法人の場合)、政令で定める使用人が欠格要件に該当しないことと規定されており誤り。
- d 申請者の能力に関する規定であり、正しい。
- e 所有権がない場合は使用権原を有していることと省令で規定しており正しい。

正解 a×、b○、c×、d○、e○

×のついたaとcを迷われた方も多いのでは。

aについては解説のとおりなのですが、栃木県でも宇都宮市でも許可を取るときはJW(振興センター)の講習会修了を求められていますよね。あれは法的には「資格」ではないんです。「産業廃棄物処理業を的確に行う能力があるか」の証明なんです。

だから、法的には必ずしもあの講習を受講しなくても、「的確に行う能力がある」ことを証明出来ればいいんです。とは言え、許可権限者(県、政令市)から「的確に行う能力があることを証明してください。」と言われてもどうやっていいのかわかりませんよね。許可権限者側としても申請者ごとに審査が不公平になってもいけません。そこで、以前からの経緯もあり全国の大抵の許可権限者ではJW講習会修了を「的確に行う能力があることの証明」にしているんです。

では、今回の宿題は類似問題の「業許可」関連から。



宿題Q

(特別管理)産業廃棄物処理業の許可に関する記述について正しいものには「○」、間違っているものには「×」をつけよ。

- a A県で産業廃棄物収集運搬業の許可を受ければ、B県でも産業廃棄物の収集運搬を業として行うことができる。
- b A県で産業廃棄物収集運搬業(積替保管を含む)の許可を受ければ、A県内の廃棄物処理法政令市でも産業廃棄物の収集運搬(積替保管を含む)を業として行うことができる。
- c 産業廃棄物処分業の許可を受けるためには、法第15条第1項の産業廃棄物処理施設の許可を受けていなければならない。
- d 特別管理産業廃棄物処分業の許可を受ければ、特別管理産業廃棄物の排出事業者であっても特別管理産業廃棄物管理責任者を置かなくてもよい。
- e 特別管理産業廃棄物処理業の許可を受けていれば、(普通の)産業廃棄物を扱う場合でも、改めて(普通の)産業廃棄物処理業の許可を受ける必要はない。

ワンポイント 安全衛生

二階堂労働安全コンサルタント事務所

CSP労働安全コンサルタント 二階堂 久



テールゲートリフターの「特別教育」②

今年5月号で、『テールゲートリフターによる荷役作業についての「特別教育」を義務化』と題して労働安全衛生規則などの改正を紹介しました。

産業廃棄物業において、テールゲートリフターの操作の業務は多く、神奈川県産業資源循環協会では特別教育を開催する要望が会員企業から上がったため、2回開催する予定（9月、11月）となりました。

ここで、「テールゲートリフターの操作」には、稼働スイッチの操作のほか、キャスターストッパー等を操作すること、昇降板の展開や格納の操作を行うこと等が含まれます。

厚生労働省からリーフレット『トラックでの荷役作業時における安全対策が強化されます。』が出ました。この内容から抜粋して、再度テールゲートのテーマを取り上げます。

A. 特別教育とは

危険・有害な業務に労働者をつかせるときに事業者が行わなければならない教育です。

たとえば、最大荷重が1 t以上のフォークリフトの運転（道路上を走行させる運転を除く。）の業務は、フォークリフト運転技能講習を修了した者でなければならない就業制限があります。この技能講習の実施者は、登録研修機関となります。

これに対して、**特別教育は事業者が行うもの**とされています。**講師要件は、教習科目について十分な知識、経験を有する者**が行う必要があります（基発第145号、昭和48年3月19日付等）。事業者は外部機関が実施する特別教育を受講させることができます。

図表1 テールゲートリフターの操作



労働安全衛生法第59条（安全衛生教育）《抜粋》

事業者は、労働者を雇い入れたときは、当該労働者に対し、厚生労働省令で定めるところにより、その従事する業務に関する安全又は衛生のための教育を行わなければならない。

2 前項の規定は、労働者の作業内容を変更したときについて準用する。

3 事業者は、危険又は有害な業務で、厚生労働省令で定めるものに労働者をつかせるときは、厚生労働省令で定めるところにより、当該業務に関する安全又は衛生のための特別の教育を行わなければならない。

労働安全衛生規則第36条（特別教育を必要とする業務）《抜粋》

法第59条第三項の厚生労働省令で定める危険又は有害な業務は、次のとおりとする。

五の四 テールゲートリフター（第151条の2第七号の貨物自動車の荷台の後部に設置された動力により駆動されるリフトをいう。以下同じ。）の操作の業務（当該貨物自動車に荷を積む作業又は当該貨物自動車から荷を卸す作業を伴うものに限る。）

講師要件を満たす者がいない場合は、陸上貨物運送事業労働災害防止協会（陸災防）が「テールゲートリフター特別教育のインストラクター養成講習」を開催しています。現状ではどこの会場も満

～ワンポイント安全衛生～

員のように。HPなどでご確認ください。

この他に事業者が、**十分な知識、経験を有する外部講師を活用して実施することも可能**です。

通達「安全衛生教育の推進に当たって留意すべき事項について」（基発第 148 号、昭和 59 年 3 月 26 日付）《抜粋》

安全衛生教育の推進に当たって、各種の教育を担当する者として、労働安全コンサルタント、労働衛生コンサルタント、安全・衛生管理士の積極的活用を図ること。

なお、特別教育を実施した事業者は、受講者・科目や時間を記載した日程表の他に、理解度確認テスト等を実施した場合はこれらも併せて 3 年間保存してください（労働安全衛生規則第 38 条）。

B. テールゲートリフターの種類

メーカー固有の商品名にかかわらず、労働安全衛生規則においては、貨物自動車の荷台の後部に設置された動力により駆動されるリフトが規制の対象になります。

図表 2 のように、アーム式、垂直式、後部格納式、床下格納式などです。

特別教育の実施に当たって、テールゲートリフター車両の最大積載量の制限はありません。



図表 2 テールゲートリフターの種類



C. 特別教育の一部を省略できる者

施行の日時点において 6 月以上の業務従事歴を有する者は以下の時間（注・黄色で着色）とすることができます。この他の省略はリーフレットを参照してください。

この場合、特別教育実施記録の中に「業務経歴」も保存してください。

図表 6 特別教育のカリキュラム（安全衛生特別教育規程 第 7 条の 4）

科目	範囲	時間	時間(注)
テールゲートリフターに関する知識	テールゲートリフター(安衛則第 36 条第五号の四の機械をいう。以下同じ。)の種類、構造及び取扱い方法 テールゲートリフターの点検及び整備の方法	1.5 時間	45 分
テールゲートリフターによる作業に関する知識	荷の種類及び取扱い方法 台車の種類、構造及び取扱い方法 保護具の着用 災害防止	2 時間	2 時間
関係法令	法、令及び安衛則中の関係条項	0.5 時間	0.5 時間 (30 分)
実技	テールゲートリフターの操作の方法	2 時間	1 時間
合計		6 時間	4 時間 15 分

[参考資料]・「貨物自動車における荷役作業時の墜落・転落防止対策の充実に係る労働安全衛生規則の一部を改正する省令及び安全衛生特別教育規程の一部を改正する件の施行について（基発 0328 第 5 号、令和 5 年 3 月 28 日）」

・リーフレット「トラックでの荷役作業時における安全対策が強化されます。」

CSP 労働安全コンサルタント (Certified Safety Professional Consultant) とは、(一社)日本労働安全衛生コンサルタント会より継続的に研鑽を積んでいると認定され称号使用を許可された者

～相談事例～

こんな時、どうするの

自治会所有の集会所が古くなって解体するのですが、事前に調査するってどういうこと？



今月号も、協会にあった相談事例を紹介します。

(相談者)

私は自治会の役員をしています。自治会の集会所が古くなり建て替えることになりました。解体には建築事務所を通して業者をお願いするのですが、見積書には、なにやら調査費用という項目があり何十万も取られるようです。何を調査するのか、私が勉強して調べることができるでしょうか。何を調べればいいのですか。

(協会)

大気汚染防止法では、解体するときに石綿が使用されている材料があるか調べるのが義務付けされていますが、今年 10 月から資格者が調べて、事業者が事前に届出なければならない制度になりました。

今までは、発注者が所有する設計図書などの情報から、建材に石綿が含まれているか調べて、非飛散性の石綿含有建材しか使われていない場合は解体現場に掲示することで済みました。今後、床面積が 80㎡を超える建物の解体の場合には有資格者が調査し、非飛散性であっても石綿含有建材があった場合は作業基準を守る義務が課せられています。

(相談者)

自治会館は 80 ㎡を超えるから、調査しないといけないんですね。まだ施行前だから、資格者が調査しなくても大丈夫ですね。私は建材の知識があるので調べられると思うが。

(協会)

ご存じのとおり昭和の建物であれば非飛散性のスレートやPタイルなどが使用されている可能性は高く、これらの廃棄物は非飛散性の含有建材として処分をすることになります。法施行前ですので、経験のある方が調査記録を作成し施工者と共に保管しておく方法はあります。環境省は義務付け適用以前においても、事前調査は資格者が望ましいとしていますけど、蛇足ですが、規模以上ですので、建設リサイクル法の届出は必要です。

(相談者)

やってみます。資金がないからできることはやってみます。

(協会)

今回の改正では、解体工事の発注者に調査費用等を適正に負担することと、調査への協力義務が追加されていますので、自治会の皆様にも理解していただき対応をお願いします。

石綿は解体時に心配だと訴える方も一定数いますし、解体業の作業者の安全という視点もあります。石綿に関する法令は年々見直され厳しくなっていて、健康被害について無視しがたいものがあると受け止めていただければと思います。

(相談者)

そうですね。役員に説明してみます。

－組織強化の推進について－

当協会は、産業廃棄物の適正な処理及び再生利用等の事業を通じて生活環境の保全公衆衛生の向上及び資源の効率的活用を図ることにより、県民の福祉の向上に寄与することを目的とした公益法人の団体です。協会会員の増強につきましては、協会事務局等において日頃、入会を勧めているところではありますが、9月1日現在、正会員 193 社・賛助会員 24 社であり各都道府県協会と比較しますと会員数が少ない状況です。会員の拡充は、組織の社会的発言力を強化し業界発展の基礎となります。会員の皆様におかれましても、未加入の処理業者の方へは正会員として、また取引先の排出事業者の方には賛助会員として、御入会頂きますよう勧誘をお願いいたします。

お問い合わせは、協会事務局まで御連絡ください。TEL028-612-8016

解体等工事、リフォームを行う事業者のみなさまへ

大気汚染防止法が改正され、石綿（アスベスト）飛散防止対策について段階的に規制が強化されています。

- ◆ 大気汚染防止法の一部を改正する法律が令和2年6月5日に公布され、令和3（2021）年4月から順次施行されています。
- ◆ 石綿の事前調査結果の報告については令和4年4月1日から施行されていますが、令和5年10月1日からは、建築物（建築設備を含む）の解体・改修工事を行う際に、有資格者等による事前調査の実施が義務付けられます。

令和5年10月1日～

□ 有資格者等による事前調査

✓ 建築物石綿含有建材調査者などの有資格者による事前調査の実施が必要です。

※事前調査を行うことができる者

- ① 特定建築物石綿含有建材調査者（特定調査者）
- ② 一般建築物石綿含有建材調査者（一般調査者）
- ③ 一戸建て等石綿含有建材調査者（一戸建て等調査者）
- ④ 令和5年9月30日以前に（一社）日本アスベスト調査診断協会に登録され、事前調査を行う時点においても引き続き登録されている者。

石綿の事前調査資格を取得するためには、登録講習機関が実施する講習を受講し終了する必要があります。

登録講習機関は令和5年8月1日現在で121機関となっています。講習の詳細や最新の登録講習機関の情報は、以下の厚生労働省のウェブサイトから直接ご確認ください。

建築物石綿含有建材調査者（厚生労働省）

<https://www.ishiwata.mhlw.go.jp/investigator/>



参考 〈石綿事前調査結果報告システム〉

<https://www.ishiwata-houkoku.mhlw.go.jp>



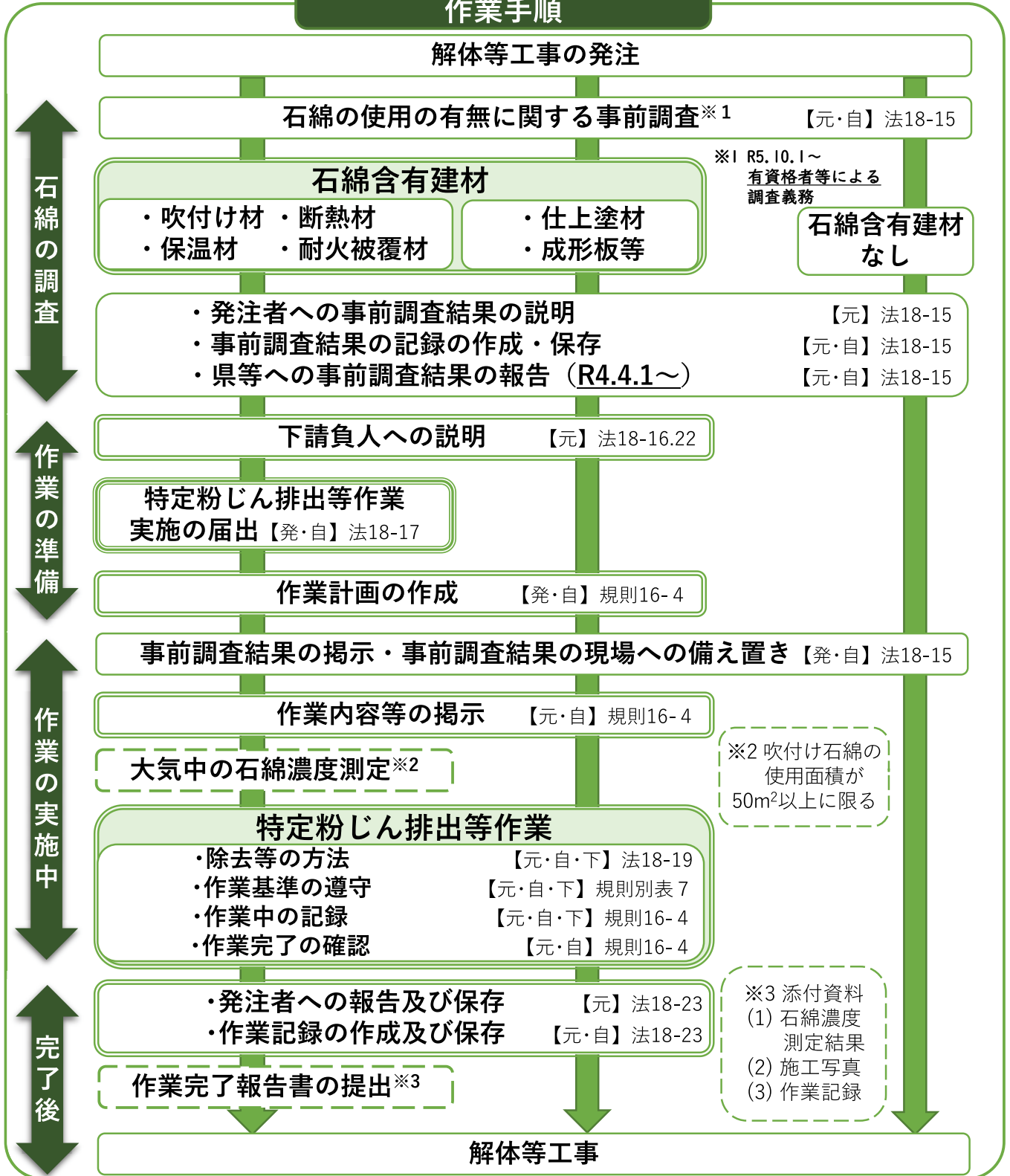
なお、システムにより報告を行うには、「GビズID(gBizID)」への登録が必要です。

gBizID

<https://gbiz-id.go.jp>



石綿含有建材の除去等 作業手順



お問い合わせ先

担当課	所在地	連絡先
県環境保全課	宇都宮市埴田1-1-20	028-623-3188
県西環境森林事務所 環境対策課	日光市瀬川51-9	0288-23-1000
県東環境森林事務所 環境対策課	真岡市荒町116-1 芳賀庁舎	0285-81-9002
県北環境森林事務所 環境対策課	大田原市本町2-2828-4 那須庁舎	0287-22-2277
県南環境森林事務所 環境対策課	佐野市堀米町607 安蘇庁舎	0283-23-4445
小山環境管理事務所 環境対策課	小山市犬塚3-1-1 小山庁舎	0285-22-4309
宇都宮市環境保全課	宇都宮市旭1-1-5	028-632-2420

☐ : 指導基準

法 : 大気汚染防止法
規則 : 大気汚染防止法
施行規則

【発】 : 発注者
【元】 : 元請業者
【自】 : 自主施工者
【下】 : 下請負人

那須高原をめぐる
セルフガイドEバイクツアー



那須高原版

那須&塩原
Eバイクトリップ

3つのツアーシリーズ

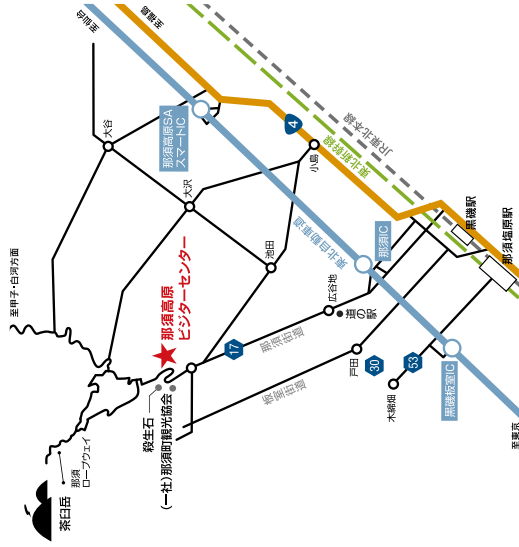
那須高原版

塩原温泉版

那須カーブアウトレット版

日光国立公園 那須・塩原地域

ACCESS MAP



ツアー拠点

〒325-0301
栃木県那須郡那須町湯本207-2

【電車・バス】那須塩原駅から路線バスで
那須湯本温泉へ(所要時間約50分)
バス停から徒歩10分
【車】東北自動車道 那須ICまたは
那須高原スマートICから車で約35分



Google map

CONTACT

ご予約は、HP又はお電話でご連絡ください

那須高原ビクターセンター

〒325-0301
栃木県那須郡那須町湯本207-2
https://ebike-nasu.com
0287-74-2301



運営 お問合せ	〒325-0301 栃木県那須郡那須町湯本207-2 https://ebike-nasu.com 0287-74-2301
HP	https://ebike-nasu.com
TEL	0287-74-2301

ツアー主催 (一社) 那須町観光協会

〒325-0301 栃木県那須郡那須町湯本182
TEL.0287-76-2619 https://www.nasukogen.org/

HOW TO

セルフガイド

Eバイクツアーの楽しみ方

レンタルする自転車(Eバイク)と専用ナビゲーション機器を使って、ツアーごとに決められたルートへ、お客様ご自身(ガイドなし)でサイクリングしていただく「セルフガイド形式」のサイクリングツアーです。

ご家族やお仲間と、プライベートで自由なサイクリングに出かけましょう！専用ナビゲーションが案内してくれるから、道に迷う心配はありません。国立公園内の観光スポットへの立ち寄りや、休憩、お食事、お買い物なども、自由に気兼ねなくお楽しみください。



自販機やヘルメット、鍵などの装備品のレンタルや保険も含まれておりますので安心です！

TOUR PROCESS

ツアーご参加の流れ

- 事前にお申し込みまたはお電話でご希望のツアーをご予約ください。
- 当日は、ツアーの発着地となるツアー拠点へツアー開始時間までにお越しください。
- 参加受付完了後、ツアーのルート説明、Eバイクの使い方、ナビゲーション機器の使い方の説明をいたします。
- サイクリング中
 - コースの選択は、専用ナビゲーション機器による案内に従えば大丈夫です。
 - 各ツアーごとにおすすめのルートが設定されていますが、制限時間までに拠点に戻っていただければ、立ち寄り先も休憩も自由に決められますので、お客様のペースでサイクリングできます。
 - ツアー中のトラブルやお困りの際には、遠慮なく拠点スタッフまで！
 - 絶景やサイクリング、グルメ、ショッピング等をたっぷり楽しんでいただき、終了時刻までに拠点へお戻りください。
 - 拠点に戻ったら、レンタル品をスタッフにご返却ください。
 - アンケートにお答えいただいたら、ツアー終了です。

使用するEバイク



E-クロスバイク E-マウンテンバイク

Eバイクはスポーツバイクの走行性能と電動自転車のアシスト機能を合わせた自転車です。スポーツバイクのようにスピードを出して軽快な走りを楽しみつつ、坂道や長距離ライドでは電動アシストでラクに走り抜けることができます。

<p>各ツアー共通事項 5,000円/人</p>	<p>ツアー参加料金 身長155cm以上で 自転車に乗れる 健康な方</p>	<p>参加資格 【ネット予約の場合】 クレジット払いまたは当日現金払い 【電話予約の場合】 当日現金払い</p>	<p>お支払方法 レンタルEバイク及び付属品、ヘルメット、 専用ナビゲーション機器(1組に4個貸出)、 ルートマップ、電話サポート、保険、消費税</p>	<p>参加費に含まれるもの 4月～11月の特定除外日を除く毎日 ※詳しくはHPの予約カレンダーをご確認ください</p>	<p>受付場所 那須高原ビジターセンター内 受付カウンター</p>	<p>開催日 最少2名 最大定員10名</p>	<p>予約方法 インターネット または電話</p>	<p>予約締切 ツアー前日の 17:00まで</p>
-------------------------------------	---	---	---	--	--	--	--	---

LEVEL 1 2 3
初級

絶景ダウンヒルと 牧場スイーツライド

標高1,000m超の八幡崎まで登ってパノラマ絶景を眺めたら、一気に高原エリアへと標高差600mを下るダウンヒル。温泉神社や殺生石などを観光しながら、那須高原が誇る有名&穴場牧場スイーツ(チーズケーキ、濃厚ソフトクリームなど)を巡る贅沢なツアーです。1日かけて那須高原の中心部をゆっくりと回ることができます。

約 36km

受付/終了時間
(1) AM 9:00集合 / PM 3:00終了
(2) AM10:00集合 / PM 4:00終了

LEVEL 1 2 3
初級

那須岳ボルケルナーライド

約 16km

活火山である那須岳の中腹を環状に走り、「ボルケルナーハイウェイ」と呼ばれたかつての有料道路に沿って、大丸圍地を頂点にヒルクライム&ダウンヒル。駒止の滝や八幡つじ園地、つじ吊橋といった景勝地を巡りながら、那須平成の森にも立ち寄り、自然観察やハイキングを楽しむことができます。国立公園の大自然を満喫することのできるツアーです。

那須高原
自慢の絶景を
楽しめます!!

LEVEL 1 2 3
初級

那須高原アート&グルメライド

約 13km

那須湯本から高原の静かな別荘エリアへと下りながら、美術館を訪れたり、那須高原ならではの有名なスイーツやパンなどのグルメを楽しんだり、ロイヤルロードの美しい木立を抜けて湯本へと戻る、手軽に参加しやすいツアー。後半は上り坂が続きますが、パワフルなEバイクなら安心。景色を眺めながらリラックスしてサイクリングを楽しんでいただけます。

家族や仲間と
プライベートで自由な
サイクリングを!!

受付/終了時間
(1) AM 9:00集合 / PM 3:00終了
(2) AM10:00集合 / PM 4:00終了

疲れたら
寄り道して
ちょっと休憩...

受付/終了時間
(1) AM 9:00集合 / PM 2:00終了
(2) AM10:00集合 / PM 3:00終了
(3) AM11:00集合 / PM 4:00終了

受付/終了時間
(1) AM 9:00集合 / PM 2:00終了
(2) AM10:00集合 / PM 3:00終了
(3) AM11:00集合 / PM 4:00終了

※各ツアーの詳しい持ち物や開催日は、予約ページをご確認ください。
※他のツアーの情報は「那須温泉版」「那須ガーテンアウトレット版」、もしくは公式HPをご覧ください

栃木県内のまつり・イベント情報(9月・10月)



期日	名称	市町名	場所(集合場所)	問い合わせ	TEL
9月17日(日) ■生姜市 9:00～ ■抜刀術大会・神馬参道行進 10:00～ ■例大祭々礼 11:00～ ■流鏝馬 12:00～ ■太々神楽 13:00～ ■神輿渡御・お囃子 13:30～	中村八幡宮例大祭「流鏝馬」 ～多くの見物客で沸く、伝統の流鏝馬～	真岡市	中村八幡宮 (真岡市中556)	中村八幡宮	0285-82-3085
9月23日(土)～24日(日) ■午前の部 ①9:30～ ②11:00～ ■午後の部 ①14:00～ ②16:00～	ミニマルシェスペシャルツアー	日光市	日光湯元レストハウス (日光市湯元)	(一社)日光市観光協会	0288-22-1525
9月24日(日) 11:00～	塩原温泉古式湯まつり	那須塩原市	・元湯温泉 ・塩原八幡宮 ・那須塩原市塩原支所 ・湯っ歩の里	塩原温泉観光協会	0287-32-4000
9月24日(日) 10:00～	寺岡山元三大師 萩まつり	足利市	寺岡山元三大師 (足利市寺岡町871)	寺岡山元三大師	0284-91-3236
9月24日(日) 9:00～16:00	生子神社の泣き相撲 【国選択無形民俗文化財指定】	益子町	生子神社 (鹿沼市縦山町1167)	(一社)鹿沼市観光協会 (屋台のまち中央公園内)	0289-60-6070
10月、11月の日曜日、祝日 9:00～16:00	物外軒無料開放	足利市	物外軒 (足利市通6丁目3161-3) ※織姫公民館裏手	足利市教育委員会文化課	0284-20-2230
10月～12月 詳細未定	日光手打ちそばスタンプラリー	日光市	日光市内の参加各店	日光市農政課	0288-21-5171
10月1日(日) 10:00～15:00	日光茶会	日光市	・日光山輪王寺本坊表書院(表千家) ・日光山輪王寺紫雲閣(裏千家・大日本茶道学会)(日光市山内2300)	日光公民館	0288-53-3700
10月1日(日) 5:30～17:00頃 ■護摩修行 5:30、10:00、13:30 ※参拝は終日	大岩山毘沙門天秋季大祭	足利市	大岩山毘沙門天 (大岩山多聞院最勝寺) (足利市大岩町570)	最上寺	0284-21-8885
10月9日(月)・雨天決行 祝)11:00～	大小山火祭り	足利市	鳳仙寺 (足利市西場町756)	寺島様	090-5250-6170
10月14日(土)～11月14日(火) ■10月 9:00～17:00 (受付は16:00まで) ■11月 9:00～16:30 (受付は15:45まで)	■御食堂室内特別公開 ■御日拝所室内特別公開	日光市	日光田母沢御用邸記念公園 (日光市本町8-27)	日光田母沢御用邸記念公園	0288-53-6767
10月16日(月)～17日(火) ■10月16日(月) 神事流鏝馬 13:00～ ■10月17日(火) 百物揃千人武者行列 ・11:00～ 渡御(東照宮→五重塔→表参道→御旅所) ・12:00～ 御旅所祭(三品立七十五膳、八乙女の舞、東遊の舞) ・13:00～ 還御(御旅所→表参道→五重塔→東照宮)	日光東照宮秋季大祭	日光市	日光東照宮表参道 (日光市山内2301)	日光東照宮	0288-54-0560
10月18日(水)～2月14日(水) ■平日 15:30～21:00 ■土・日・祝 15:30～21:30 ※予定	光の花の庭 フラワーファンタジー2023	足利市	あしかがフラワーパーク (足利市迫間町607)	あしかがフラワーパーク	0284-91-4939
10月中旬 13:00～19:00 開催未定	今市屋台まつり	日光市	JR今市駅前通り (日光市中央町)	日光市今市納涼祭実行委員会事務局(日光商工会議所)	0288-30-1171
10月21日(土)	下野國一社八幡宮秋祭	足利市	下野國一社八幡宮 (足利市八幡町387)	下野國一社八幡宮社務所	0284-71-0292
10月21日(土)～11月12日(日) 9:00～16:00	第72回小山市菊花大会	小山市	道の駅思川 (小山市大字下国府塚25-1)	小山晃思会事務局	0285-30-4772 ※土・日・祝日は除く
10月25日(水)～11月15日(水) ■10月 17:00～20:00 ■11月 16:00～20:00 (最終入場30分前まで) ※日時は変更となる可能性あり	日光山輪王寺 逍遥園ライトアップ	日光市	日光山輪王寺 逍遥園 (日光市山内2300)	日光山輪王寺	0288-54-0531
10月28日(土) 11:00～12:00	荒沢不動尊護摩供養	日光市	裏見ノ滝 (日光市丹勢)	興雲律院	0288-54-0260

※イベント中止等の場合がありますので、お出かけの際は上記にお問い合わせください。

～栃木の酒～

17

日本酒・焼酎・リキュール

西堀酒造
株式会社

(にしほりしゅぞう)

〒329-0201
小山市大字栗宮1452
【電話】0285-45-0035
【HP】<https://nishiborisyuzo.com>

明治5年創業。小山市の国登録有形文化財指定の酒蔵です。代表銘柄「門外不出」は、地産地消をコンセプトとし、9割以上が栃木県内で消費される栃木の地酒です。



門外不出
(もんがいふしゅつ)



18

日本酒

若駒酒造
株式会社

(わかこましゅぞう)

〒323-0008
小山市大字小栗169-1
【電話】0285-37-0429

1860年(万延元年)創業。口にして一言目に「旨い」と言ってもらえるような、果実味あるジュシーな味わいのお酒をつくっています。



若駒
(わかこま)

19

日本酒

株式会社
辻善兵衛商店

(つじぜんべいしょうてん)

〒321-4325
真岡市田町1041-1
【電話】0285-82-2059

宝暦4年創業。「小さいから出来る手造りの味」を合言葉に、米の旨味を引き出し、軟水の特徴を生かしたクリアで切れのよい食中酒にこだわって醸しています。



桜川
(さくらがわ)

20

日本酒

池島酒造
株式会社

(いけじましゅぞう)

〒324-0036
大田原市下石上1227
【電話】0287-29-0011
【HP】<http://www.ikenishiki.co.jp>

創業時からの家訓「主人自ら蔵に入るべし」を代々受け継ぎ、杜氏・蔵人と共に酒一途に取り組んでまいりました。皆様に満足していただける酒造りをお付き合い願えれば幸いです。



酒聖
(しゅせい)



21

日本酒・リキュール

菊の里酒造
株式会社

(きくのさとしゅぞう)

〒324-0414
大田原市片府田302-2
【電話】0287-98-3477
【HP】<https://daina-sake.net>

慶応2年創業。那須高原の南端の、のどかな田園地帯に蔵を構え、「酒造りは米作りから」を基本とし、究極の食中酒を目指しています。



大那
(だいな)



22

日本酒・焼酎・リキュール

天鷹酒造
株式会社

(てんたかしゅぞう)

〒324-0411
大田原市蛭畑2166
【電話】0287-98-2107
【HP】<http://tentaka.co.jp>

「安心、美味しい、楽しい」をモットーに北米、欧州やアジア諸国へも積極的に展開を図っています。IWCTロフィーなど、国内外のコンクールで高い評価を得ています。



天鷹
(てんたか)



23

日本酒

株式会社
平山酒造店

(ひらやましゅぞうてん)

〒324-0002
大田原市羽田1136
【電話】0287-23-1331

明治4年創業。甘味と酸味のバランスがよく、どんな料理にも合う、のびやかな味わいが魅力の那須野ヶ原の銘酒です。今宵一献「藤の盛」。



藤の盛
(ふじのもり)

24

日本酒・ワイン・リキュール

鳳鸞酒造
株式会社

(ほうらんしゅぞう)

〒324-0057
大田原市住吉町1-1-28
【電話】0287-22-2239
【HP】<http://www.horan.co.jp>

創業明治14年。一世紀以上にわたり、皆様にご愛飲いただいておりますことに心から感謝するとともに、永い伝統に培われた酒造りに精進いたします。



鳳鸞
(ほうらん)



25

日本酒

渡邊酒造
株式会社

(わたなべしゅぞう)

〒324-0212
大田原市須佐木797-1
【電話】0287-57-0107

那須山麓と八溝山麓にはさまれた大田原市黒羽地区に蔵を構えています。豊かな自然に囲まれた場所で「地元根付いたお酒」を目指しております。ぜひ、ご賞味ください。



旭興
(きょくこう)

ライフプランコラム 「いま、できる、こと」

娘が20歳になった夫婦の会話 「国民年金保険料、どうしよう？」

6年前の夏、わが娘が20歳になったときの話の続きです。娘のもとに「国民年金保険料納付書」が送られてきましたので、保険料をどうしようと、妻と相談しました。以下、夫婦の会話です。

夫 「明日香(仮称※)の国民年金保険料のことなんだけど、どうしようか？」

妻 「どれくらいなの、保険料って？」

夫 「月1万6千円くらいだから、1年で20万円くらい。」

妻 「う～ん、いくらバイトしてるって言っても、明日香が払うのは無理っぽいわね。でも、たしか、学生は払わなくても良かったんじゃないの？」

夫 「学生納付特例制度のことだね。申請したら学生の間は保険料を払わなくてもいいってことになるけど、気をつけなきゃいけないこともあるんだよ。この制度はあくまでも保険料の納付が猶予されるだけであって、10年以内に納めないと将来受取る年金額が少なくなるんだ。」

妻 「えっ、そうなの？ 私も学生の頃は保険料を払った記憶がないんだけど…。就職した後も払わずにそのままだから、受取る年金が少なくなるのね、私は…。」

夫 「その話は、この前、明日香から聞いたよ(苦笑)。まあ、明日香自身では払えそうにないし、お母さんみたいに払い忘れるってこともあるから、親として出してあげようか？」

妻 「明日香には甘いんだから、あなたは…。」

夫 「ちょっと予定外の出費になるけど、子どもが学生の間は国民年金保険料も子育て資金のひとつってこともかね。あと、前払いすると保険料が割引になるし、お父さんが明日香の保険料を払ったら、年末調整で税金も戻ってくるから、お得な面もあるんだよ。」

妻 「それじゃ、明日香のことはお父さんに任せるからお願いね。それよりも、私の年金のことなんだけど、今から増やすにはどうしたらいいの？」

夫 「いつも、“私は永遠の30歳”って言ってるんだから、近くの年金事務所に行って、学生納付特例制度の10年以内の追納手続きでもしてみたら(笑)」

妻 「ふ・ざ・け・な・い・で！ 無理に決まってるでしょ(怒)」

夫 「ごめん、ごめん。。。 “任意加入制度”を利用すれば、60歳以降に保険料を納め、65歳から受取る老齢基礎年金を増やすことができるよ。」

妻 「わかった！ それまでにヘソクリで保険料貯めとくね！」



※ 6年前に20歳を迎えた1997年生まれ的女性で一番多かった名前
(出所：明治安田生命HP)

【適格請求書発行事業者登録番号のお知らせ】

令和5年10月1日から、適格請求書等保存方式（インボイス制度）が導入されますので、当協会は、適格請求書発行事業者として登録番号を取得しました。

□登録番号 T5060005007641

会員へのメール配信サービスを始めました。是非ご活用ください！

当協会では、行政や関係団体からの法改正や各種研修会の案内等をホームページや郵送等により情報提供を行っておりますが、より早く情報を届けるため、新たな情報発信のツールとして、電子メールでの配信も並行して行うこととなりました。

つきましては、電子メールでの配信を希望される会員は、次の内容を入力して当協会宛にメールくださいますようお願いいたします。

《登録方法のご案内》

■送信先：協会 e-mail info@tochigi-sanpai.or.jp

*メール件名に「メール配信希望、会社名」を入力

*本文に ①会社名、②担当者、役職名、③電話番号、④送信先のメールアドレスを入力

何かご不明な点がございましたら、協会事務局までご連絡ください。TEL028-612-8016

－ 編集後記 －

猛暑が収まらず、体への負担が蓄積していると思います。昼間、炎天下で仕事をしている方は当然のこと、室内の作業の方も油断は禁物です。今年の全国産業資源循環連合会では、労働災害のないように、事業所で事故防止策を考え、目標を立てて実行する活動を展開していますので、当協会員の皆さんは、労災ゼロを目指し「リーダー宣言」をして下さっていると思います。

ところで、当協会では野木町の暴風被害にあった災害廃棄物の撤去作業を支援しています。現場では毎朝 KY 活動で、当たり前の注意事項を、リーダーから突然指名された人が言葉にして作業に携わるみんなに呼び掛けます。リーダーが誰を指名するかはわかりませんので、各人が自分の言葉で注意をすべきことを考え、互いに確認します。「各自が自分の言葉で考え共有する」という場において、緊張の中に共に働くという仲間意識を感じました。

家族も同様、休憩！水分摂取！と声をかけあう現場作業に事故はないと確信しました。

－ 事務局だより －

☆ 8月7日（月）

公益社団法人全国産業資源循環連合会 関東地域協議会建設廃棄物対策委員会及び実務担当者会議が Web 会議において開催され、加藤・熊本委員兼実務担当者が出席しました。

☆ 8月21日（月）

（一社）栃木県環境美化協会定時総会が宇都宮市のベルヴィ宇都宮において開催され、菊池会長が出席しました。

☆ 8月23日（水）

県営処分場エコグリーンとちぎ完成式典及び視察が那珂川町において開催され、菊池会長と湯澤専務理事が出席しました。

☆ 8月24日（木）

（公社）全国産業資源循環連合会全国正会員事務局責任者会議が Web 会議において開催され、湯澤専務理事と大森事務局長が出席しました。

☆ 8月31日（木）

三役会が栃木県立美術館普及分館において開催され、菊池会長、山口・神山・山本・加藤副会長、湯澤専務理事、大森事務局長が出席し、次回理事会等について協議しました。